

## 「個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針」への意見

### (該当箇所)

1 ページ・26 行目（2. 見直しの方針について ①）

### (意見)

1. 「個人情報取扱事業者や行政機関等における連携協力の強化」の後に、「（個人情報取扱事業者の実務実態の把握及び制度改正等の十分な周知期間や準備期間の確保を含む。）」を追加すべきである。
2. 「体制面の整備も含め、明記する」の後に、次の記述を追加すべきである。

以上とともに、現在個人情報保護委員会との共管となっていない特定分野ガイドライン等の在り方の見直しの必要性や、二重規制・二重行政が新たに作り出されることのないよう個人情報保護委員会がリーダーシップを発揮することの重要性についても明記する。

### (理由)

1.

事業者において多様なビジネスや広告手法等を展開している中で、個人情報保護法に係る制度・解釈・運用の改正・変更・明確化によって、既存のビジネスに大きな影響を及ぼし、必要な対応内容の検討や実施に時間を要する場合がありますことから、事業者と行政機関の連携協力の強化を進めていく上では、制度改正等の検討の段階から事業者の実務実態を十分に把握するとともに、影響範囲や対応の方法等を丁寧に議論した上で、十分な周知期間や準備期間が確保されることが必要である。

2.

平成 28 年の個人情報保護委員会の発足に伴い、主務大臣から個人情報保護委員会への監督権限の一元化と、全分野共通に適用される汎用的なガイドラインの策定が行われたところである。このような一元的な体制・ルールの整備は、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを図る上で非常に重要である。

しかしながら、現在 5 つの分野については、個人情報保護委員会が共管しない形でのガイドラインが存在しており、その必要性と適切性について検証し、見直しを行うことが必要である。例えば電気通信事業分野については、このような形でのガイドラインとする正当かつ合理的な理由は見いだせないため、速やかに共管化を図るべきである。

また、令和 3 年改正により、個人情報保護関係 3 法の統合・一本化等が行われたことは、歓迎すべき重要な進展であるが、総務省「電気通信事業ガバナンス検討会」における電気通信役務の利用者に関する情報の保護のための法改正の提案に代表されるように、新たな二重規制・二重行政を作り出す動きが出てきている。このような動きは、一元化の趣旨に反するのみならず、消費者と事業者の双方に混乱を招き、個人情報保護法自体の実効性をも損なうおそれがある。

したがって、個人情報保護委員会は、新たな二重規制・二重行政が作り出されることのないようリーダーシップを発揮すべきである。そのためには、変化の激しいデジタル社会において、新たに生じる課題について、個人情報保護委員会の下で適時適切に検討を進めることも重要である。

以上